

# 議会改革に関する検討組織の設置について

## 1 名 称

議会運営委員会議会改革検討小委員会

## 2 構 成 等

- (1) 委員会は、委員12人をもって構成する。
- (2) 委員は、議会運営委員長が指名する。
- (3) 小委員長は、委員の互選により選出する。
- (4) 小委員会は、議会運営委員会条例に規定する会派に属さない議員の出席を求めることができる。

## 3 作業部会

- (1) 小委員会は、検討事項のうち、委員会における情報端末の活用試行の検証その他府議会のICT化について調査研究するため、作業部会を置く。
- (2) 作業部会は、委員のうちから小委員長が指名する委員5人をもって構成する。
- (3) 作業部会長は、作業部会に属する委員の互選により選出する。

## 4 運 営

- (1) 公 開 直接傍聴を行うとともに、会議の概要をホームページで公開する。
- (2) 参考人 必要に応じ、学識経験者を参考人に招致し、意見を聴取する。

## 5 検討事項

二元代表制の一翼を担う議会は、知事等の執行機関に対する政策提言という重要な機能を有しており、その機能が今まで以上に機動的かつ効果的に発揮される、議会・委員会運営のあり方の検討（試行の検証を含む。）